

第1章 計画の概要

1 計画の目的

朝霞市は、鉄道駅を中心とし、路線バス、市内循環バスによって公共交通のネットワークが形成されている。鉄道駅周辺に都市機能が集約され、コンパクトな市街地が形成されており、公共交通サービスに優れた都市構造を有している一方で、鉄道駅圏域外に居住している人も多くみられ、居住地と駅を結ぶ路線バスや市内循環バスの役割は高く、今後進展する高齢化社会に向け、その役割が一層高まると考えられる。

市内循環バスは、県内初の試みとして、朝霞市健康増進センターわくわくどーむへの連絡を目的に、平成6(1994)年に運行を開始し、その後運行見直し方針を策定して、運行計画の変更等を行ってきた。今後も高齢者等の交通弱者の移動支援や公共交通空白地区の改善に取り組むため、より効果的、効率的な運行が求められている。

国においては、平成19(2007)年に地域公共交通の維持・確保や利便性向上に向け、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」が施行された。その後、平成26(2014)年には法律の一部を改正し、自治体を中心となって街づくりと連携して交通ネットワークの再構築を図るため、「地域公共交通網形成計画」を法定計画として規定した。さらに、令和2(2020)年にも法律の一部を改正し、地方公共団体による「地域公共交通計画(マスタープラン)」の作成を努力義務化し、地域における取組を促進している。従来の公共交通サービスに加え、地域の多様な輸送資源(自家用有償旅客運送^{*}、福祉輸送、スクールバス等)を活用することを推進している。

新型コロナウイルス感染症拡大の影響から、我が国では令和2(2020)年4月7日および令和3(2021)年1月7日に緊急事態宣言が発令され、不要不急の外出の自粛要請等の対応がなされた。その結果、在宅勤務をはじめとするテレワーク^{*}の進展や過密を避ける生活様式の変化により、公共交通利用者の減少や自家用車・自転車利用の増加等、都市交通は大きく影響を受けた。今後は、過密を回避し安全・快適に利用できる都市交通システムの構築や、これまでと同様、まちづくりと一体となった持続可能な交通体系の構築が求められている。

このような背景のもと、公共交通の利便性や効率性、持続可能性を維持向上させるため、「朝霞市地域公共交通計画」を策定する。

2 計画の位置づけ

本計画は、本市の上位・関連計画等との整合を図り、公共交通に係る事項を位置付ける計画とする。なお、本計画は、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に基づき策定する。

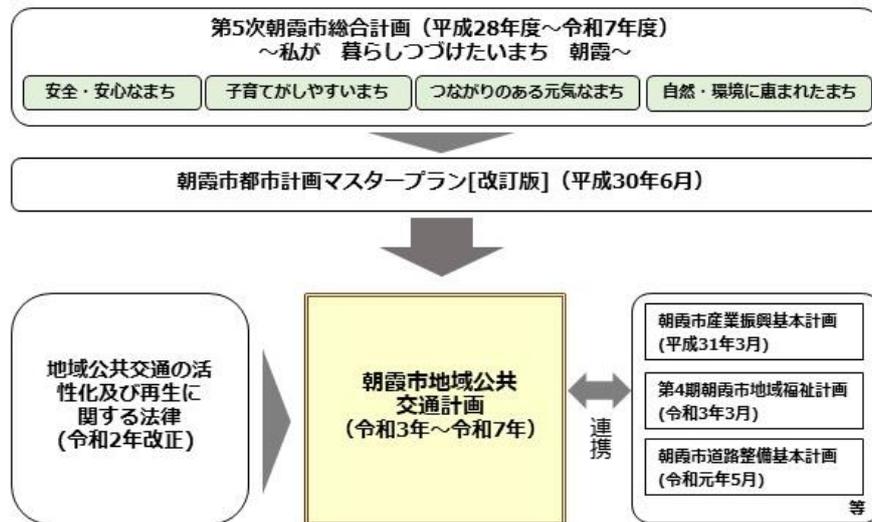


図 1 朝霞市地域公共交通計画の位置づけ

3 計画の区域

本計画の区域は、朝霞市全域とする。

4 計画の対象

本計画の対象は、鉄道、路線バス、市内循環バス、タクシー、福祉送迎バス、民間送迎バス（企業従業員送迎バスも含む）、自転車（シェアサイクル*）、公共交通空白地区に対応した新たな公共交通とする。

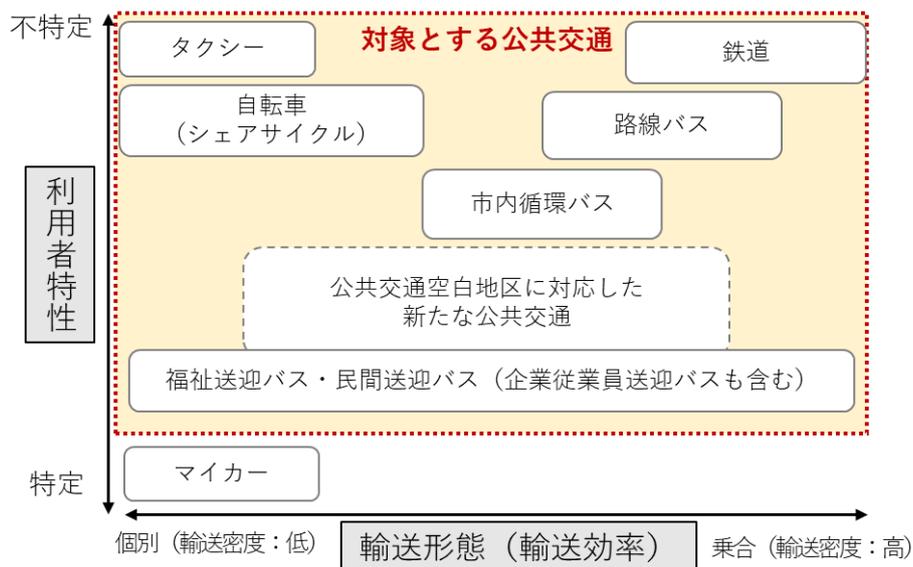


図 2 計画の対象

5 計画の期間

本計画の期間は、令和 3(2021)年度から令和 7(2025)年度までの 5 年間とする。

なお、社会情勢の変化や、関連する法令・制度の変更、上位・関連計画の改正などによって、新たな対応が生じた場合は、必要に応じて計画の見直しを検討する。